

二十六 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二十五号)第五条第二号

二十七 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十五年佐賀県条例第七号)第五条第二号

二十八 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三十号)第五条第二号

二十九 佐賀県産業廃棄物税条例(平成十六年佐賀県条例第三十号)第二条第三号及び第六号

三十 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十七年佐賀県条例第五十七号)第三条第三号及び第五条第二号

三十一 佐賀県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和四十九年佐賀県条例第五十七号)第五条

三十二 佐賀県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和五十七年佐賀県条例第三十四号)第一条第二項及び第二条

三十三 佐賀県地域づくり基金条例(平成二年佐賀県条例第二十四号)第一条

三十四 佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第十二条第一項、第二十三条、第二十九条第一項、第三十条、第三十七条第一項及び第三項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十四条並びに第四十四条の二

(佐賀県防災会議条例の一部改正)

第二条 佐賀県防災会議条例(昭和三十七年佐賀県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部改正)

第三条 佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例(昭和四十五年

佐賀県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「市町村の市町村長」を「市町の市町長」に改める。

(佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例の一部改正)

第四条 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例(平成十七年佐賀県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十四条並びに第三十五条第二項及び第三項を除く。)中「市町村」を「市町」に改める。

第三十四条の見出し及び同条第一項中「市町村」を「市町」に改め、同条第二項中「市町村に」を「市町に」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第三十五条第二項及び第三項中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県立自然公園条例の一部改正)

第五条 佐賀県立自然公園条例(昭和三十三年佐賀県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十三条第一項、第二項、第四項及び第六項、第二十四条第二項並びに第二十五条第三項及び第四項を除く。)中「市町村」を「市町」に改める。

第二十三条第一項中「市町村長」を「市町長」に、「市町村の」を「市町の」に改め、同条第二項、第四項及び第六項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第二十四条第二項並びに第二十五条第三項及び第四項中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県環境影響評価条例の一部改正)

第六条 佐賀県環境影響評価条例(平成十一年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「市町村長」を「市町長」に改める。

第三条、第三十二条第一項及び第四十五条中「市町村」を「市町」に改め

る。

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部改正)

第七条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「市町村長」を「市町長」に改める。

第三条第二項、第四条(見出しを含む)、第五条、第四十九条第二項及び第六十条第三項中「市町村」を「市町」に改める。

(佐賀県保健所条例の一部改正)

第八条 佐賀県保健所条例(昭和二十四年佐賀県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表の杵藤保健所の項の所管区域の欄中「鹿島市」を「鹿島市 嬉野市」に改める。

第九条 佐賀県保健所条例の一部を次のように改正する。

第一条の表の佐賀中部保健所の項の所管区域の欄中「小城市」を「小城市 神崎市」に改める。

(佐賀県福祉事務所設置条例の一部改正)

第十条 佐賀県福祉事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の西部福祉事務所の項の区域の欄中「鹿島市」を「鹿島市 嬉野市」に改める。

第十一条 佐賀県福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

別表第二の中部福祉事務所の項の区域の欄中「小城市」を「小城市 神崎市」に改める。

(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)

第十二条 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十二年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の表中「神埼郡神埼町」を「神崎市」に改める。

(佐賀県立いずみ荘設置条例の一部改正)

第十三条 佐賀県立いずみ荘設置条例(昭和三十八年佐賀県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「藤津郡嬉野町」を「嬉野市」に改める。

(佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第十四条 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年佐賀県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「市町村民税」を「市町民税」に改める。

第二十二条中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部改正)

第十五条 佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例(昭和四十三年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「市町村」を「市町」に、「三田川町、東脊振村」を「吉野ヶ里町」に改める。

(佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部改正)

第十六条 佐賀県企業立地の促進に関する条例(平成十七年佐賀県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「市町」に改める。

第三条中「市町村長」を「市町長」に、「市町村の」を「市町の」に改める。

第六条及び第十二条第二号中「市町村」を「市町」に改める。

(佐賀県卸売市場条例の一部改正)

第十七条 佐賀県卸売市場条例(昭和四十六年佐賀県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項第二号中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県労政事務所設置条例の一部改正)

第十八条 佐賀県労政事務所設置条例(昭和三十二年佐賀県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の佐賀県武雄労政事務所の項の所管区域の欄中「鹿島市」を「鹿島市 嬉野市」に改める。

第十九条 佐賀県労政事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第二条の表の佐賀県佐賀労政事務所の項の所管区域の欄中「小城市」を「小城市 神埼市」に改める。

(さかの食と農を盛んにする県民条例の一部改正)

第二十条 さかの食と農を盛んにする県民条例(平成十七年佐賀県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

前文、第三条第一項及び第二項並びに第四条(見出しを含む)中「市町村」を「市町」に改める。

(佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第二十一条 佐賀県地域農業改良普及センター条例(昭和三十二年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表の藤津農業改良普及センターの項の管轄区域の欄中「鹿島市」を「鹿島市 嬉野市」に改める。

第二十二条 佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を次のように改正する。

第一条の表の三神農業改良普及センターの項の管轄区域の欄中「鳥栖市」を「鳥栖市 神埼市」に改める。

(佐賀県茶業試験場設置条例の一部改正)

第二十三条 佐賀県茶業試験場設置条例(昭和五十三年佐賀県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「藤津郡嬉野町」を「嬉野市」に改める。
(家畜保健衛生所設置条例の一部改正)

第二十四条 家畜保健衛生所設置条例(昭和二十五年佐賀県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表の西部家畜保健衛生所の項の所管区域の欄中「鹿島市」を「鹿島市、嬉野市」に改める。

第二十五条 家畜保健衛生所設置条例の一部を次のように改正する。

別表の中部家畜保健衛生所の項の所管区域の欄中「佐賀郡」を「佐賀郡、神埼市」に改める。

(佐賀県畜産試験場設置条例の一部改正)

第二十六条 佐賀県畜産試験場設置条例(昭和三十八年佐賀県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「杵島郡山内町」を「武雄市」に改める。
(佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

第二十七条 佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例(昭和四十九年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「市町村」を「市町」に改め、同項第五号中「市町村議会」を「市町議会」に改める。
(佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

第二十八条 佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例(昭和四十四年佐賀県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「市町村長」を「市町長」に改め、同項第四号中「市町村」を「市町」に改める。

(佐賀県営土地改良事業分担金等条例の一部改正)

第二十九条 佐賀県営土地改良事業分担金等条例(昭和四十一年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「により市町村」を「により市町」に改める。
(国営土地改良事業負担金条例の一部改正)

第三十条 国営土地改良事業負担金条例（昭和四十五年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「市町村」を「市町」に、「市町村の」を「市町の」に改める。

第三条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

（建築基準法施行条例の一部改正）

第三十一条 建築基準法施行条例（昭和四十六年佐賀県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号及び第三号中「市町村長」を「市町長」に改める。

（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部改正）

第三十二条 地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和四十九年佐賀県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第四項及び第五項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第六項中「市町村」を「市町」に改める。

第三条、第四条第一項、第五条第一項第二号、第六条、第七条、第八条第一項及び第九条中「市町村」を「市町」に改める。

（佐賀県流水占用料等徴収条例の一部改正）

第三十三条 佐賀県流水占用料等徴収条例（平成十二年佐賀県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の備考一中「町及び村」を「町」に改める。

（佐賀県砂防法施行条例の一部改正）

第三十四条 佐賀県砂防法施行条例（平成十五年佐賀県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の備考一中「町及び村」を「町」に改める。

（佐賀県道路占用料条例の一部改正）

第三十五条 佐賀県道路占用料条例（昭和二十八年佐賀県条例第二十五号）の

一部を次のように改正する。

別表の備考一の口中「町及び村」を「町」に改める。

（旅費等の臨時特例に関する条例の一部改正）

第三十六条 旅費等の臨時特例に関する条例（昭和二十九年佐賀県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「佐賀県市町村立学校旅費負担教職員の旅費に関する条例」を「佐賀県市町立学校旅費負担教職員の旅費に関する条例」に改める。

（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第三十七条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第七号中「伊万里市 七山村」を「伊万里市」に改め、同表第九号の三中「佐賀市 七山村」を「佐賀市」に改め、同表第九号の五中「七山村」を「唐津市」に改め、同表第十六号中「各市」を「各市（嬉野市を除く。）」に、「みやき町 七山村」を「みやき町」に改め、同表第十七号、第二十一号及び第二十五号中「白石町 嬉野町」を「白石町」に改める。

第三十八条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表第九号の二中「鹿島市 北方町」を「鹿島市」に改め、同表第九号の五中「唐津市 北方町」を「唐津市」に改め、同表第十号中「有田町及び西有田町を除く。」を「有田町を除く。」に改め、同表第十六号中「三田川町 東脊振村」を「吉野ヶ里町」に、「有田町 北方町」を「有田町」に改め、同表第十七号中「三田川町 東脊振村」を「吉野ヶ里町」に、「有田町 西有田町」を「有田町」に改め、同表第二十一号中「三田川町 東脊振村」を「吉野ヶ里町」に、「有田町 西有田町」を「有田町」に改め、同表第二十五号中「三田川町 東脊振村」を「吉野ヶ里町」に、「有田町 西有田町」を「有田町」に改める。

第三十九条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
 本則(第二条の表第二十六号を除く。)中「市町村」を「市町」に、「町村」を「町」に改める。

第二条の表第十六号中「神埼町 千代田町 吉野ヶ里町」を「吉野ヶ里町」に改め、同表第十七号、第二十一号及び第二十五号中「川副町 神埼町」を「川副町」に改め、同表第二十六号中「市町村長」を「市町長」に改める。
 (佐賀県条例の一部改正)

第四十条 佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十四条の二を除く。)中「市町村民税」を「市町民税」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第三十条第一項第二号及び第六項、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十七条、第三十九条第一項及び第三項、第四十六条の十(見出しを含む)、第四十六条の十七(見出しを含む)、第四十六条の二十三(見出しを含む)、第五十六条の十一(見出しを含む)、第八十三条(見出しを含む)並びに第百三十四条中「市町村」を「市町」に改める。

附則第十条第二項及び第十一条の二第六項中「市町村長」を「市町長」に改める。

(県税事務所設置条例の一部改正)

第四十一条 県税事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の武雄県税事務所の項の所管区域の欄中「鹿島市」の下に「嬉野市」を加える。

第四十二条 県税事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第二条の表の佐賀県税事務所の項の所管区域の欄中「佐賀郡」の下に「

神埼市」を加える。

(佐賀県公営競技収益金貸付基金条例の一部改正)

第四十三条 佐賀県公営競技収益金貸付基金条例(昭和五十五年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「七山村」を削る。

第四十四条 佐賀県公営競技収益金貸付基金条例の一部を次のように改正する。
 第一条及び第六条中「市町村」を「市町」に改める。

(佐賀県立学校設置条例の一部改正)

第四十五条 佐賀県立学校設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

佐賀県立有田工業高等学校	西松浦郡有田町
佐賀県立塩田工業高等学校	藤津郡塩田町

を

佐賀県立塩田工業高等学校	嬉野市
佐賀県立有田工業高等学校	西松浦郡有田町

に

佐賀県立神埼清明高等学校	神埼郡神埼町
佐賀県立嬉野高等学校	藤津郡嬉野町

を

佐賀県立嬉野高等学校	嬉野市
佐賀県立神埼清明高等学校	神埼郡神埼町

に改める。

第四十六条 佐賀県立学校設置条例の一部を次のように改正する。
別表の佐賀県立神埼高等学校及び佐賀県立神埼清明高等学校の項中「**生徒**」を「**生徒等**」に改める。

(佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例の一部改正)
第四十七条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例

第一条中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

(佐賀県市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例の一部改正)

第四十八条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(学校組合を含む。)」を削る。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例の一部を

次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例

第一条中「市町村立学校県費負担教職員」を「市町立学校県費負担教職員」に改める。

(佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

第五十条 佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例(昭和三十年佐賀県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条

例

第一条中「市町村立学校県費負担教職員」を「市町立学校県費負担教職員」に改める。

第二条中「市町村立学校県費負担教職員」を「市町立学校県費負担教職員」に、「市町村立の」を「市町立の」に改める。

第三条第一項中「市町村立学校県費負担教職員」を「市町立学校県費負担教職員」に改める。

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正)

第五十一条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續、効果等に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の懲戒の手續、効果等に関する条例

る条例

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正)

第五十二条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第五十三条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇

に関する条例

例

に関する条例